

旧	新
<p style="text-align: center;"><b>海外事業資金貸付保険手続細則</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00033 沿革 平成 13 年 9 月 21 日 一部改正 平成 14 年 9 月 17 日 一部改正 平成 14 年 11 月 22 日 一部改正 平成 15 年 3 月 12 日 一部改正 平成 15 年 9 月 12 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）第 37 条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）<u>第 33 条</u>の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p> <p>（内諾） 第 1 条 海外事業資金貸付保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00060）によるものとする。</p> <p>（申込み） 第 2 条 約款（貸付金債権等）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日から次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して 1 月を経過した日かつ貸付金債権等の取得の前日までに、別紙様式第 1 による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書、同様式別表及び第 3 項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 資金貸付のための契約の締結日</li> <li>二 資金貸付のための契約の発効日</li> <li>三 貸付契約等（資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等を含む。以下同じ。）において実行条件が定められている場合にあっては第一回実行条件の充足日</li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>海外事業資金貸付保険手続細則</b></p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00033 沿革 平成 13 年 9 月 21 日 一部改正 平成 14 年 9 月 17 日 一部改正 平成 14 年 11 月 22 日 一部改正 平成 15 年 3 月 12 日 一部改正 平成 15 年 9 月 12 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款（貸付金債権等）」という。）第 37 条及び海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款（保証債務）」という。）<u>第 35 条</u>の規定に基づいて、海外事業資金貸付保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次のとおり定めるところによるものとする。</p> <p>（内諾） 第 1 条 海外事業資金貸付保険の保険契約締結の内諾を申請しようとする者は、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00060）によるものとする。</p> <p>（申込み） 第 2 条 約款（貸付金債権等）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、海外事業資金貸付（以下「資金貸付」という。）のための契約の締結日以降、次に掲げる日のいずれか遅い日から起算して 1 月を経過した日かつ貸付金債権等の取得の日の前日までに、別紙様式第 1 による海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書、同様式別表及び第 3 項に定める書類の写しを添付して日本貿易保険の本店（以下「本店」という。）に提出（提出部数については、別表 1 に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 資金貸付のための契約の締結日</li> <li>二 資金貸付のための契約の発効日</li> <li>三 貸付契約等（資金貸付に係る貸付契約又は債券の発行条件を規定する契約等を含む。以下同じ。）において実行条件が定められている場合にあっては第一回実行条件の充足日（ただし、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険証券又は海外事業資金貸付（保証債務）保険証券の取得が実行条件として定められている場合は、</li> </ol>

<p>2 約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日から前項各号に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月を経過した日かつ保証債務を負担する日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して<u>日本貿易保険</u>の本店に提出するものとする。</p> <p>3 第1項及び前項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>一 資金貸付のための契約（当該契約が貸付契約等と異なる場合にあっては、当該契約及び貸付契約等）</p> <p>二 信用危険に係る申込みにあつては、貸付金債権等の取得の場合は資金貸付の相手方、保証債務の負担の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類</p> <p>三 被支配法人を資金貸付の相手方等とする保険契約にあつては、被保険者の資金貸付の相手方等に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類</p> <p>四 資金貸付の事業計画等を記載した書類</p> <p>五 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度00061）に規定するスクリーニング・フォーム</p> <p>六 変動金利対応方式をとる場合にあっては、資金貸付のための契約の締結の日において貸付契約等により算定した利率を証する書類</p> <p>七 その他参考となるべき書類 （重大な内容変更等）</p> <p>第3条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）<u>第16条</u>第1項の規定に基づき、資金貸付に関し重大な内容変更等（別表2に掲げる「重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第3による海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書及び当該変更等を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款（貸付金債権等）第20条第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第3による海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。 （保険契約の内容の変更）</p> <p>第4条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付に関し内容変更等（重大な内容変更等を除く。）を行ったことにより、保険契約の内容の変更を請求するときは、資金貸付に関して変更等を加えた日から1月以内に、別紙様式第3による海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書を本店に提出するものとする。 （他の保険契約の通知）</p>	<p><u>それ以外の条件が充足した日）</u></p> <p>2 約款（保証債務）に基づく海外事業資金貸付保険の申込みを行おうとする者は、原則として、資金貸付のための契約の締結日以降、前項各号に掲げる日のいずれか遅い日から起算して1月を経過した日かつ保証債務を負担する日の前日までに、別紙様式第2による海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書、同様式別表及び次項に定める書類の写しを添付して本店に提出するものとする。</p> <p>3 第1項及び前項に規定する書類とは次の各号に掲げる書類とする。ただし、前条の規定に従い内諾を取得した場合は、第2号から第5号までに掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>一 資金貸付のための契約（当該契約が貸付契約等と異なる場合にあっては、当該契約及び貸付契約等）</p> <p>二 信用危険に係る申込みにあつては、貸付金債権等の取得の場合は資金貸付の相手方、保証債務の負担の場合は保証債務に係る主たる債務者（以下「資金貸付の相手方等」という。）の信用状態を判断するために必要な決算報告書等の書類</p> <p>三 被支配法人を資金貸付の相手方等とする保険契約にあつては、被保険者の資金貸付の相手方等に対する出資比率、役員派遣数等経営支配関係の確認できる書類</p> <p>四 資金貸付の事業計画等を記載した書類</p> <p>五 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン（平成13年4月1日 01 - 制度00061）に規定するスクリーニング・フォーム</p> <p>六 変動金利対応方式をとる場合にあっては、資金貸付のための契約の締結の日において貸付契約等により算定した利率を証する書類</p> <p>七 その他参考となるべき書類 （重大な内容変更等）</p> <p>第3条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第20条第1項又は約款（保証債務）<u>第19条</u>第1項の規定に基づき、資金貸付に関し重大な内容変更等（別表2に掲げる「重大な内容変更等」をいう。）を行ったことを通知するときは、別紙様式第3による海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書及び当該変更等を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>2 被保険者は、約款（貸付金債権等）第20条第6項又は約款（保証債務）<u>第19条</u>第6項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、別紙様式第3による海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書に承認の対象となる重大な内容変更等を必要とする理由を説明した書類を添付し、本店に提出するものとする。 （保険契約の内容の変更）</p> <p>第4条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付に関し内容変更等（重大な内容変更等を除く。）を行ったことにより、保険契約の内容の変更を請求するときは、資金貸付に関して変更等を加えた日から1月以内に、別紙様式第3による海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書を本店に提出するものとする。 （他の保険契約の通知）</p>
---	--

第5条 保険契約者又は被保険者は、約款(貸付金債権等)第10条又は約款(保証債務)第8条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、別紙様式第4による海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書を本店に提出するものとする。

(償還金額及び償還期限確定の通知)

第6条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款(貸付金債権等)第12条第1項又は約款(保証債務)第9条第1項の規定に基づき、当該確定日から1月以内(保険契約を締結した際及び1年毎に保険料を納付すべき場合(以下「年払い方式」という。)にあっては、当該確定日から1月を経過する日又は翌年度4月5日のいずれか早い日まで)に、別紙様式第5による海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書(以下「確定通知書」という。)、同様式別表及び次の各号に掲げる書類(第7条の規定に基づき提出したものを除く。)を本店に提出するものとする。

一 貸付金債権等の取得の場合にあっては、送金事務を取り扱った銀行等(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)が発行する送金を証する書類

二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る長期借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類

~~(各保険年度の資金貸付の予定通知)~~

~~第7条 保険契約者又は被保険者は、年払い方式の場合においては、確定通知書を提出するまでの間、各保険年度に予定される貸付金債権等の取得額及び取得日又は保証債務に係る借入金額及び借入日若しくは調達金額及び調達日について、約款(貸付金債権等)第12条又は約款(保証債務)第9条の規定に基づき、毎年2月5日までに、別紙様式第6による海外事業資金貸付保険資金貸付・利率(予定・確定)通知書及び同様式別表を本店に通知するものとする。~~

~~(各保険年度の資金貸付の確定通知)~~

~~第8条 保険契約者又は被保険者は、年払い方式の場合においては、確定通知書を提出するまでの間、各保険年度に確定した貸付金債権等の取得額及び取得日又は保証債務に係る借入金額及び借入日若しくは調達金額及び調達日について、約款(貸付金債権等)第12条又は約款(保証債務)第9条の規定に基づき、翌保険年度4月5日までに、別紙様式第6による海外事業資金貸付保険資金貸付・利率(予定・確定)通知書、同様式別表及び次の各号に掲げる書類を本店に提出するものとする。~~

~~一 貸付金債権等の取得の場合にあっては、送金事務を取り扱った銀行等が発行する送金を証する書類~~

~~二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る長期借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類~~

第5条 保険契約者又は被保険者は、約款(貸付金債権等)第10条又は約款(保証債務)第10条の規定により他の保険契約がある旨通知しようとするときは、別紙様式第4による海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書を本店に提出するものとする。

(償還金額及び償還期限確定の通知)

第6条 保険契約者又は被保険者は、資金貸付が終了し、当該資金貸付に係る償還金額及び償還期限が確定したときは、約款(貸付金債権等)第12条第1項又は約款(保証債務)第12条第1項の規定に基づき、当該確定日から1月以内に、別紙様式第5による海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書、同様式別表及び次の各号に掲げる書類を本店に提出するものとする。

一 貸付金債権等の取得の場合にあっては、送金事務を取り扱った銀行等(貿易保険法第37条第1項に規定する銀行等をいう。以下同じ。)が発行する送金を証する書類

二 保証債務の負担の場合にあっては、保証債務に係る長期借入金又は公債、社債その他これらに準ずる債券の発行により調達される資金について主たる債務者の受領を証する書類

削除

削除

<p>(利率の通知) 第9条 保険契約者又は被保険者は、年払い方式において、変動金利対応方式をとる場合にあっては、毎年2月1日における利率(2月1日午前11時時点のものとして発表されたLIBOR等の金利を基に貸付契約等により算定された利率。なお、2月1日の利率が発表されない場合は、貸付契約等により適用することとした2月1日のLIBOR等の金利を基に貸付契約等により算定された利率。)を同年2月5日までに、別紙様式第6による海外事業資金貸付保険資金貸付・利率(予定・確定)通知書及び当該利率が確認できる書類を添付して本店に提出するものとする。</p>	<p>削除</p>
<p>(保険金額の減額請求) 第10条 保険契約者は、年払い方式において、資金貸付の内容変更その他合理的事由がある場合であって、翌年度の4月1日以降の当該事由に係る保険金額の減額請求をするときは、約款(保証債務)第32条の規定に基づき、当該年度の2月5日までに、別紙様式第7による海外事業資金貸付保険保険金額減額承認申請書、別表及び当該減額事由を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	<p>削除</p>
<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請) 第11条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第34条及び約款(保証債務)第29条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第8-1による海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡承認申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	<p>(保険の目的の譲渡等に係る承認申請) 第7条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第34条の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合又は約款(保証債務)第32条の規定に基づき保証債務の移転若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡又は移転前に別紙様式第6-1による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等承認申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>
<p>2 前項に基づき、<u>保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に、別紙様式第8-2による海外事業資金貸付保険保険目的等譲渡終了通知書及び譲渡の事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</u></p>	<p>2 被保険者は、前項に基づき日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡又は移転の日から1月以内に、別紙様式第6-2による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等終了通知書及び譲渡の事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>
<p>(質権等設定の承諾申請等) 第12条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第36条第1項又は約款(保証債務)第31条第1項の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、事前に別紙様式第9-1による海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	<p>(質権等設定の承諾申請等) 第8条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第36条第1項の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定する場合又は約款(保証債務)第34条第1項の規定に基づき保険金請求権について質権若しくは譲渡担保を設定する場合は、事前に別紙様式第7-1による海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>
<p>2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第9-2による海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>	<p>2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第7-2による海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p>
<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知) 第13条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第10条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる「損失を受ける</p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知) 第9条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第14条又は約款(保証債務)第13条の規定に基づき損失を受けるおそれが高まる事情の発生(別表3に掲げる「損失を受ける</p>

おそれが高まる事情の発生」をいう。)を通知するときは、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第14条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第1項又は約款(保証債務)第11条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第11による海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生の通知)

第15条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第2項又は約款(保証債務)第11条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第11による海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(債権の登録通知)

第16条 被保険者は、前2条の規定に基づき損失の発生又は危険の発生を通知する場合又は日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第12による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第17条 約款(貸付金債権等)第16条第3項又は約款(保証債務)第12条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第13による海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(入金通知)

第18条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第13条の規定に基づき、海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、別紙様式第14による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

第19条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。

2 被保険者は 約款(貸付金債権等)第24条第2項又は約款(保証債務)第20条第2項の規定に基づき保険受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式

おそれが高まる事情の発生」をいう。)を通知するときは、別紙様式第8による海外事業資金貸付保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(損失発生の通知)

第10条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第1項又は約款(保証債務)第14条第1項の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(危険発生の通知)

第11条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第15条第2項又は約款(保証債務)第14条第2項の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第9による海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(債権の登録通知)

第12条 被保険者は、前2条の規定に基づき損失の発生又は危険の発生を通知する場合又は日本貿易保険が求めた場合は、別紙様式第10による海外事業資金貸付保険債権登録通知書及び別表を本店に提出するものとする。ただし、すでに当該債権登録通知書を提出している場合であって、登録内容に変更がないときはこの限りでない。

(損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求)

第13条 約款(貸付金債権等)第16条第3項又は約款(保証債務)第15条第3項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第11による海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書及びその事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。

(入金通知)

第14条 被保険者は、約款(貸付金債権等)第17条又は約款(保証債務)第16条の規定に基づき、海外事業資金貸付保険(損失・危険)発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、別紙様式第12による海外事業資金貸付保険入金通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

第15条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。

2 被保険者は 約款(貸付金債権等)第24条第2項又は約款(保証債務)第23条第2項の規定に基づき保険受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内(ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前)に別紙様式

第 15 による海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書、当該指定等を証する書類の写し及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険証券若しくは海外事業資金貸付（保証債務）保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを本店に提出するものとする。  
（保険金の請求期間に係る猶予期間の申請）  
第 20 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項ただし書又は約款（保証債務）第 21 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第 16 による海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書及び必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを本店に提出するものとする。  
2 前項の場合において日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出するものとする。  
（保険金の支払請求）  
第 21 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項又は約款（保証債務）第 21 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 17 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。

一 保険金請求経緯書

イ 保険金請求に至る経緯  
ロ 資金貸付の相手方等との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

ハ 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況  
ニ 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況  
ホ 今後の回収見通し  
ヘ 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）  
二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請

第 13 による海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書、当該指定等を証する書類の写し及び海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険証券若しくは海外事業資金貸付（保証債務）保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）の写しを本店に提出するものとする。  
（保険金の請求期間に係る猶予期間の申請）  
第 16 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項ただし書又は約款（保証債務）第 24 条第 2 項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請するときは、別紙様式第 14 による海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。  
2 前項の場合において日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、遅滞なく提出するものとする。  
（保険金の支払請求）  
第 17 条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款（貸付金債権等）第 25 条第 2 項又は約款（保証債務）第 24 条第 2 項に規定する期間に、別紙様式第 15 による海外事業資金貸付保険保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、第三号、第四号、第五号、第六号口、第七号、第九号及び第十号の書類の提出を要しない。

一 保険金請求経緯書  
イ 請求する保険金の額が 300 万円以下の場合にあっては、別紙様式第 16 による保険金請求経緯書  
ロ 請求する保険金の額が 300 万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であって様式任意

— 保険金請求に至る経緯  
— 資金貸付の相手方等との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る貸付契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）  
— なお、取引の状況については、本保険金請求に係る貸付日前 6 月間の償還日、償還金額、支払日、支払金額、貸付日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。  
— 資金貸付の相手方等、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況  
— 資金貸付に係る義務の履行に関し、資金貸付の相手方等が行っているクレームの有無及び被保険者の対応状況  
— 今後の回収見通し  
— 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）  
二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請

<p>求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>三 未決済額が確認できる書類</p> <p>四 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>五 外貨建て資金貸付の場合は、為替換算率証明書</p> <p>六 保険事故を証する書類</p> <p>イ 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明書、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</p> <p>ロ 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>七 支払保証付案件については、その保証状の写し（L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</p> <p>八 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</p> <p>九 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>十 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し</p> <p>十一 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>十二 その他参考となるべき書類</p> <p>2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。 （保険金請求権の消滅時効の中断申請）</p> <p><u>第22条</u> 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 18 による海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。 （償還期限前の請求）</p> <p><u>第23条</u> 被保険者は、約款（貸付金債権等）第 27 条第 1 項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第 19 による海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書及び約款（貸付金債権等）第 3 条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。 （回収義務の履行状況の報告）</p> <p><u>第24条</u> 被保険者は、約款（貸付金債権等）第 31 条第 2 項又は約款（保証債務）第 26 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するとき、保険証券ごとに別紙様式第 20 による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の</p>	<p>求者である場合は、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p> <p>三 未決済額が確認できる書類</p> <p>四 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</p> <p>五 外貨建て資金貸付の場合は、為替換算率証明書</p> <p>六 保険事故を証する書類</p> <p>イ 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明書、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に必要と認める書類</p> <p>ロ 信用危険の場合には、資金貸付の相手方等の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）資金貸付の相手方等への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</p> <p>七 支払保証付案件については、その保証状の写し（L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</p> <p>八 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</p> <p>九 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</p> <p>十 償還金額及び償還期限が確定していることを証する書類の写し</p> <p>十一 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</p> <p>十二 その他参考となるべき書類</p> <p>2 一の資金貸付について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。 （保険金請求権の消滅時効の中断申請）</p> <p><u>第18条</u> 保険金の請求者は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第 17 による海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。 （償還期限前の請求）</p> <p><u>第19条</u> 被保険者は、約款（貸付金債権等）第 27 条第 1 項の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第 18 による海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書及び約款（貸付金債権等）第 3 条に規定する事由の発生により償還期限までに貸付金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を本店に提出するものとする。 （回収義務の履行状況の報告）</p> <p><u>第20条</u> 被保険者は、約款（貸付金債権等）第 31 条第 2 項又は約款（保証債務）第 29 条第 2 項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するとき、保険証券ごとに別紙様式第 19 による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書及び履行の状況を証する書類を、保険金の支払の請求がなされた日（第 3 項に規定する回収義務の履</p>
--	---

<p>履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日) から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2 償還期限又は求償権の取得の日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日) から1年ごとに提出するものとする。</p> <p>3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</p> <p>4 前3項の場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。 (回収義務の終了認定)</p> <p><b>第25条</b> 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第1項又は約款(保証債務)第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第21による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、<del>貿易保険</del>共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。 (回収金の納付通知書)</p> <p><b>第26条</b> 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第31条第7項又は約款(保証債務)第26条第7項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から1月以内に、別紙様式第22による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類</li> <li>二 回収納付金の計算の基礎となるべき書類</li> <li>三 その他参考となるべき書類の写し</li> </ul> <p>2 被保険者は、前項に規定する回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。 (回収に要した費用の請求)</p> <p><b>第27条</b> 約款(貸付金債権等)第31条第6項又は約款(保証債務)第26条第6項の規</p>	<p>履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日) から3月ごとに本店に提出するものとする。</p> <p>2 償還期限又は求償権の取得の日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日(次項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日) から1年ごとに提出するものとする。</p> <p>3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01 制度 00058。以下「共通運用規程」という。)に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、別紙様式第19による海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。</p> <p>4 前3項の場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に履行状況報告書を提出するときは、保険証券ごとの提出は要さず、一の報告書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。 (回収義務の終了認定)</p> <p><b>第21条</b> 被保険者は、約款(貸付債権等)第31条第1項又は約款(保証債務)第29条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第20による海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書に、共通運用規程に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、資金貸付の相手方等が同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書の詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。 (回収金の納付通知書)</p> <p><b>第22条</b> 被保険者は、保険金の支払請求後に回収した金額があるときは、約款(貸付金債権等)第31条第7項又は約款(保証債務)第29条第7項の規定に基づき、回収した日(回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日)から1月以内に、別紙様式第21による海外事業資金貸付保険回収金納付通知書及び次の各号に定める書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 保険金を請求した日から回収までの経緯を記載した書類</li> <li>二 回収納付金の計算の基礎となるべき書類</li> <li>三 その他参考となるべき書類の写し</li> </ul> <p>2 被保険者は、前項に規定する回収金納付通知書に基づき日本貿易保険が発行した回収納付金請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。 (回収に要した費用の請求)</p> <p><b>第23条</b> 約款(貸付金債権等)第31条第6項又は約款(保証債務)第29条第6項の規</p>
---	--



定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 23 による海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

**第 28 条** 被保険者は、約款(貸付金債権等)第 31 条第 4 項若しくは第 32 条第 3 項又は約款(保証債務)第 26 条第 4 項若しくは第 27 条第 3 項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第 24 - 1 による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第 24 - 2 による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする

(回収納付金の返還請求)

**第 29 条** 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 25 による海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。

(その他の通知義務)

**第 30 条** 被保険者は、約款(貸付金債権等)第 21 条第 1 項の規定に基づき別表 4 に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより本店に通知できるものとする。

2 約款(貸付金債権等)第 21 条第 1 項及び第 2 項の通知又は提出に関しては、資金貸付について被保険者と協調して資金貸付を行う者が存在する場合であって、約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該資金貸付に係る被保険者のうち一の者から通知又は提出されたことをもって、当該資金貸付に係る他の被保険者からも通知又は提出されたものとみなす。

(読替)

**第 31 条** 平成 17 年 3 月 31 日以前に約款(貸付金債権等)により締結した保険契約について、本手続細則を適用するに当たっては、約款(貸付金債権等)の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款(貸付金債権等)のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。

附 則  
この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。  
附 則

定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第 22 による海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

**第 24 条** 被保険者は、約款(貸付金債権等)第 31 条第 4 項若しくは第 32 条第 3 項又は約款(保証債務)第 29 条第 4 項若しくは第 30 条第 3 項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第 23 - 1 による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状及び当該債権を特定する書類を本店に提出するものとする。

2 被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第 23 - 2 による海外事業資金貸付保険権利行使等委任状(サービサー回収用)に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする

(回収納付金の返還請求)

**第 25 条** 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第 24 による海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を本店に提出するものとする。

(その他の通知義務)

**第 26 条** 被保険者は、約款(貸付金債権等)第 21 条第 1 項又は約款(保証債務)第 20 条第 1 項の規定に基づき別表 4 に掲げる事由の発生を通知するときは、任意の様式又は電子メール若しくはファックスにより本店に通知できるものとする。

2 約款(貸付金債権等)第 21 条第 1 項及び第 2 項の通知又は提出に関しては、資金貸付について被保険者と協調して資金貸付を行う者が存在する場合であつて、約款に基づく他の保険契約が締結されている場合にあつては、当該資金貸付に係る被保険者のうち一の者から通知又は提出されたことをもって、当該資金貸付に係る他の被保険者からも通知又は提出されたものとみなす。

(読替)

**第 27 条** 平成 17 年 3 月 31 日以前に約款(貸付金債権等)により締結した保険契約又は平成 17 年 10 月 31 日以前に約款(保証債務)により締結した保険契約について、本手続細則を適用するに当たっては、約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)の各条項が引用されている部分について、保険契約締結時の約款(貸付金債権等)又は約款(保証債務)のそれぞれ該当する条項に読み替えるものとする。

附 則  
この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。  
附 則

<p>この改正は、平成13年10月1日から実施する。 附 則 1 この改正は、平成14年10月1日から実施する。 2 第20条の規定にかかわらず、平成2001年3月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店に提出するものとする。 附 則 この改正は、平成14年12月1日から実施する。 附 則 この改正は、平成15年4月1日から実施する。 附 則 1 この改正は、平成15年10月1日から実施する。 2 平成13年3月31日以前に保険契約し、保険料を精算するものについての利率の通知方法については、なお従前の方法とする。 附 則 この改正は、平成16年4月1日から実施する。 附 則 この改正は、平成16年10月1日から実施する。 附 則 この改正は、平成17年4月1日から実施する。</p>	<p>この改正は、平成13年10月1日から実施する。 附 則 1 この改正は、平成14年10月1日から実施する。 2 第20条の規定にかかわらず、平成2001年3月31日以前に保険契約がなされた案件については、損失発生通知書及び入金通知書の写しを添付し、本店に提出するものとする。 附 則 この改正は、平成14年12月1日から実施する。 附 則 この改正は、平成15年4月1日から実施する。 附 則 1 この改正は、平成15年10月1日から実施する。 2 平成13年3月31日以前に保険契約し、保険料を精算するものについての利率の通知方法については、なお従前の方法とする。 附 則 この改正は、平成16年4月1日から実施する。 附 則 この改正は、平成16年10月1日から実施する。 附 則 この改正は、平成17年4月1日から実施する。 <u>附 則</u> <u>1 この改正は、平成17年10月1日から実施する。</u> <u>2 年払い方式(1年毎に保険料を納付する方法)により保険契約を締結しているものについては、なお、従前の規定を適用する。</u></p>
--	---

別表 1  
提出先は、被保険者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1(1)
2	海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書	1(1)
3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1(1)
4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1(1)
5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1(1)
6	海外事業資金貸付保険資金貸付・利率（予定・確定）通知書	1(1)
7	海外事業資金貸付保険保険金額減額承認申請書	1(1)
8-1	海外事業資金貸付保険保険目的譲渡承認申請書	1(1)
8-2	海外事業資金貸付保険保険目的譲渡終了通知書	1(1)
9-1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1(1)
9-2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1(1)
10	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1
11	海外事業資金貸付保険（損失・危険）発生通知書	1(1)
12	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1(1)
13	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
14	海外事業資金貸付保険入金通知書	1(1)
15	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1(1)
16	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)
17	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1(1)
18	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1(1)
19	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1(1)
20	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1(1)
21	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1(1)
22	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1(1)
23	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1(1)
24-1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1(1)
24-2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状（サービス一回収用）	1(1)
25	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1(1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による  
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数  
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表 1  
提出先は、被保険者が保険契約の申込を行った本店とする。

様式番号	提出書類	提出部数
1	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険申込書	1(1)
2	海外事業資金貸付（保証債務）保険申込書	1(1)
3	海外事業資金貸付保険変更承認申請書及び変更請求書	1(1)
4	海外事業資金貸付保険における他の保険契約の通知書	1(1)
5	海外事業資金貸付保険の償還金額及び償還期限確定の通知書	1(1)
6-1	海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等承認申請書	1(1)
6-2	海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等終了通知書	1(1)
7-1	海外事業資金貸付保険質権等設定承諾申請書	1(1)
7-2	海外事業資金貸付保険質権等設定解除等通知書	1(1)
8	海外事業資金貸付保険事情発生通知書	1
9	海外事業資金貸付保険（損失・危険）発生通知書	1(1)
10	海外事業資金貸付保険債権登録通知書	1(1)
11	海外事業資金貸付保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
12	海外事業資金貸付保険入金通知書	1(1)
13	海外事業資金貸付保険保険金受取人指定等通知書	1(1)
14	海外事業資金貸付保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)
15	海外事業資金貸付保険保険金請求書	1(1)
16	海外事業資金貸付保険保険金請求経緯書（保険金請求額が300万円以下の案件）	1(1)
17	海外事業資金貸付保険時効中断承認申請書	1(1)
18	海外事業資金貸付保険損失発生確認申請書	1(1)
19	海外事業資金貸付保険回収義務履行状況報告書	1(1)
20	海外事業資金貸付保険回収義務終了認定申請書	1(1)
21	海外事業資金貸付保険回収金納付通知書	1(1)
22	海外事業資金貸付保険回収費用負担請求書	1(1)
23-1	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状	1(1)
23-2	海外事業資金貸付保険権利行使等委任状（サービス一回収用）	1(1)
24	海外事業資金貸付保険回収納付金返還請求書	1(1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による  
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数  
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

<p>別表 2 重大な内容変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金貸付の相手方等又は保証人の変更</li> <li>資金貸付の相手方等が所在する国又は保証人が所在する国の変更</li> <li>表示通貨の変更</li> <li>当初又は内容変更承認後の貸付金等又は保証債務の対象となる長期借入金若しくは公債、社債その他これらに準ずる債券の元本及び利子（本号においては元本に限る。以下単に「貸付金等」という。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の貸付金等の額の 5%以上の増額</li> <li>貸付金等の資金用途の変更</li> <li>貸付金等の貸出実行期間の延長</li> <li>貸付金等の償還期日又は利払期日の延長</li> <li>貸付金等の償還方法又は利払方法（金利計算方法の変更を含む。）の変更</li> <li>貸付契約等の実行条件、表明及び保証（Representations and Warranties）、誓約（Covenants）又は債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項若しくは条件の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。）</li> <li>貸付契約等の変更（Amendments）に係る条項若しくは条件又は被保険者の権利放棄（Waivers）に係る条項若しくは条件の変更</li> <li>費用負担、保険代位、債権譲渡、契約上の地位の移転、準拠法、裁判管轄、紛争解決手段、又は主権免除の放棄に係る条項又は条件の変更</li> <li>貸付契約等に係る支払保証契約の変更</li> <li>資金貸付の相手方等の債務不履行（Events of Default）に伴い被保険者に生じる権利（Remedial Actions 等）の行使又は放棄</li> <li>資金貸付の相手方等の申請に対する被保険者の承認行為（前各号に該当するものを除く。）</li> <li>その他特約に規定する事項</li> </ul> <p>注：次に掲げる案件にあっては、及び は重大な内容変更等に該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年 3 月 31 日以前に保険契約を締結した案件</li> <li>信用危険をてん補しない案件</li> <li>約款（保証債務）に基づき保険契約を締結した案件</li> </ul> <p>別表 3 損失を受けるおそれが高まる事情の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金貸付の相手方等の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき貸付金等の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款（貸付金債権等）第 20 条第 1 項又は約款（保証債務）第 16 条第 1</li> </ul>	<p>別表 2 （変更なし）</p> <p>別表 3 損失を受けるおそれが高まる事情の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金貸付の相手方等の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき貸付金等の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款（貸付金債権等）第 20 条第 1 項又は約款（保証債務）第 19 条第 1</li> </ul>
--	--

<p>項に該当する場合を除く。)</p> <p>資金貸付の相手方等の破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由</p> <p>第1号に掲げる信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由</p> <p>資金貸付に係るプロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題</p> <p>その他特約に規定する事情</p> <p>別表4 その他の通知義務</p> <p>貸付契約等の第一回実行条件の充足</p> <p>資金貸付の相手方等の設立根拠法、定款又は事業内容の変更</p> <p>被保険者の意思によらない重大な内容変更等(別表3に該当する場合を除く。)</p> <p>資金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される表明及び保証(Representations and Warranties)に係る規定の違反</p> <p>資金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される誓約(Covenants)に係る規定の違反</p> <p>貸付契約等に規定される債務不履行事由(Events of Default)</p> <p>資金貸付の相手方等の経営支配関係の実質的な変化</p> <p>その他特約に規定する事由</p> <p>注:次に掲げる案件にあっては、<u>及び</u>をその他の通知の対象とする。</p> <p>信用危険をてん補しない案件</p> <p>約款(保証債務)に基づき保険契約を締結した案件</p>	<p>項に該当する場合を除く。)</p> <p>資金貸付の相手方等<u>についての</u>破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由</p> <p>第1号に掲げる信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由</p> <p>資金貸付に係るプロジェクトの遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題</p> <p>その他特約に規定する事情</p> <p>別表4 その他の通知義務</p> <p>貸付契約等の第一回実行条件の充足</p> <p>資金貸付の相手方等の設立根拠法、定款又は事業内容の変更</p> <p>被保険者の意思によらない重大な内容変更等(別表3に該当する場合を除く。)</p> <p>資金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される表明及び保証(Representations and Warranties)に係る規定の違反</p> <p>資金貸付の相手方等による貸付契約等に規定される誓約(Covenants)に係る規定の違反</p> <p>貸付契約等に規定される債務不履行事由(Events of Default)</p> <p>資金貸付の相手方等の経営支配関係の実質的な変化</p> <p>その他特約に規定する事由</p> <p>注:次に掲げる案件にあっては、<u>次に掲げる事由を</u>その他の通知の対象とする。</p> <p><u>約款(貸付金債権等)に基づき保険契約を締結し、信用危険をてん補しない案件;</u></p> <p><u>及び</u></p> <p><u>約款(保証債務)に基づき保険契約を締結した案件;</u></p>
--	--